

景文科技大学 教師の教学類通過業績評価実施要点

(教 063)

2009年6月2日 2008学年度第19回行政会議通過
2010年12月28日 2010学年度第10回行政会議修正通過
2011年9月13日 2011学年度第4回行政会議修正通過
2018年7月24日 2017学年度第18回行政会議修正通過
2019年4月16日 2018学年度第3回校務会議修正通過
2021年9月7日 2021学年度第3回行政会議修正通過
2021年10月12日 2021学年度第1回校務会議修正通過
2023年4月18日 2022学年度第14回行政会議修正通過
2023年06月06日 2022学年度第4回校務会議修正通過

- 第1条 景文科技大学（以下、本校）は、教師の教学類業績を審査・評価するため、本校教師評価法に基づき、「景文科技大学 教師の教学類通過業績評価実施法」（以下、本法）を特別に制定する。
- 第2条 本校の専任教師は毎学年、教学関連規定を達成するものとし、下記の状況が発生し、かつ学部教育評価会によって確認された場合、評価は不合格とみなされる。
- 一、教学の能力不足であり、具体的な事実があり、学部（センター）レベルの教学評価会議、または院長、教務長が教学の能力不足と認定した場合。
 - 二、教学により戒告以上の処分を受けた場合。
 - 三、本校の「景文科技大学 教員学生アンケート調査実施要点」に基づく教学評価アンケートに基づき、評価学年度及び前学年度の4学期で2回以上、教学評価アンケートに不合格、または評価学年度及び前2学年度の6学期中に3回以上教学評価アンケートに不合格となった場合。
上記の教学評価アンケート不合格とは、本校教員が担当する科目のうち、連続2学期各1クラス以上、あるいは1学期に2クラス以上で、「教学学生意見アンケート表の統計結果、肯定的な選択肢の割合が70%以上、かつ当該アンケートカテゴリーの上位95%に入っている」に不合格となったことを指す。
 - 四、時間通りに授業を行わなかった、または履修相談時間を実施せず、かつ関連規定に従って休暇補講を行わなかった場合。
 - 五、学校の同意なく、勝手に他の者と担当授業を交換した場合。
 - 六、当該学年度内に正当な理由なく学生の成績を2科目以上変更申請した場合、または同一科目で3名以上の学生の成績変更を申請した場合。
 - 七、下記の事項が所定の時間を超過し、通知から2日経ってもまだ完了しなかった場合。または過去2年間に通知しており、今回の評価学年度で再度以下の事態が発生した場合：
 - (一) カリキュラムの目的に基づき、時間以内にオンラインで教学シラバス（または教学計画書）を作成、公告、提出して授業内容を実施しなかった場合。
 - (二) 上記の規定に基づき、学生の間接成績や学期成績をオンラインまたは提出できなかった場合。

八、学生が教学についてマイナス意見を提出し、その内容が真実と確認され、これが1学期に3回以上累計された場合。

九、教師が時間どおりに授業を行わず、学生はクラスで当該授業時間の1/2以上待ち、これが1学期に3回以上累積された場合。

第3条 本校の専任教師が第2条第1項から第9項までのいずれにも該当せず、かつ以下のいずれか1つ以上の教学業績を達成している場合、教学類評価は合格とする。

一、高等教育深耕計画の特色あるプロジェクト、革新的一般教育、多元的な革新的教学、教師コミュニティ、イノベーション創業、マイクロクレジットなど、多元的な教学革新モデルコースを申請し、かつ実施完了した場合。

二、「本校教師研修補助法」の規定に基づき、助成対象の「教師専門または領域横断研修（国内外研修、単位取得コース、自主的な学術・研修活動を含む）」を申請し、教師評価の学年度終了までに研修・審査プロセスを終えている場合。

第4条 評価対象の教師の審査手順は以下のとおりとする：

一、教学類評価を行う教務部門は、まず各評価対象教師が実施したプロジェクトを確認のため各評価対象教師に知らせる。

二、確認後の評価情報は、教務処でまとめられた後、教学評価を担当する教務部門で構成される審査委員会に提出され、業績審査が行われる。審査結果は、人事から各クラスの教学評価会の審議に送られる。

第5条 本法は、本校教務会議の通過後、校長の承認を経て公布し実施する。